⑵　⑴において、許容値を超えた場合は、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、２⑶イの掃引周波数幅当たりの電力値を、次のように求める。

ア　掃引が終了したとき、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

イ　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

ウ　イで変換された電力次元の真数データを、全データ点数について加算する。それをその区間のデータ点数で除し平均電力を求める。これを測定分解能帯域幅で除して平均電力密度（W／Hz）を求め、これに２⑶イの掃引周波数幅を乗じる。

５　試験結果の記載方法

結果は、規定の帯域幅当たりの電力をdBm／規定の帯域幅単位で記載する。

６　その他の条件

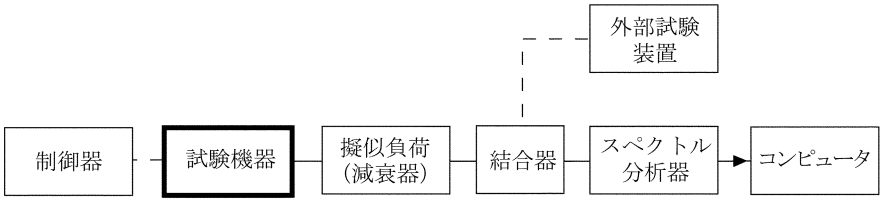
⑴　バースト状に送信されている場合には、バーストオフの時の状態を測定することができる。

⑵　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみを測定すること。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、省略してはならない。

⑶　４⑴及び４⑵によらず、搬送波を送信しないときの漏えい電力が占有周波数帯域幅内の漏えい電力の最大レベルに対し、他の送信帯域内の最大レベルが20dB以上低い場合、又は許容値から20dB以上低い場合であって、かつ、分解能帯域幅を占有周波数帯域幅の許容値以上に設定できるスペクトル分析器を用いる場合には、２⑷のように設定し、搬送波オンのレベルと搬送波オフ時間において最大となるレベルの比を空中線電力に乗じて搬送波を送信していないときの電力を求めることができる。

十　副次的に発する電波等の限度

１　測定系統図



２　測定器の条件等

⑴　測定対象が低レベルのため、擬似負荷（減衰器）の減衰量は、なるべく低い値とする。

⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅	30MHz以上12.75GHz以下
イ　分解能帯域幅	周波数が1,000MHz未満：100kHz 周波数が1,000MHz以上：１MHz
ウ　ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ　掃引時間	測定精度が保証される最小時間
オ　Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ　掃引モード	単掃引
キ　検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
イ　掃引周波数幅	０Hz
ウ　分解能帯域幅	周波数が1,000MHz未満：100kHz 周波数が1,000MHz以上：１MHz
エ　ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
オ　掃引時間	測定精度が保証される最小時間
カ　Ｙ軸スケール	10dB／Div
キ　掃引モード	単掃引
ク　検波モード	サンプル

３　試験機器の状態

制御器又は外部試験装置を用いて試験機器の送信を停止し試験周波数を連続受信する状態とする。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、技術基準の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。ただし、外部試験装置を使用している場合はその信号の周波数帯を除く。

⑵　探索した結果が許容値以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が許容値を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記２⑶とし、掃引終了後、全データ点の値をコンピュータに取り込む。全データ（バースト波の場合は、バースト内のデータ）を真数に変換し、平均電力（バースト波の場合は、バースト内平均電力）を求め、dBm値に変換して副次発射電力とする。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

５　試験結果の記載方法

⑴　結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに、副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において、参照帯域幅内の周波数ごとにおける総和を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに、最大の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑶　⑵において、空間多重方式を用いるものにあっては、総和ではなく各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。

６　その他の条件

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンスを50Ωとすること。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用することができる。

⑶　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認すること。

⑷　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードのサンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑸　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、受験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を１サンプル当たり１周期以上とすること。

⑹　５⑵において、各周波数ごとにおける総和を記載することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数（同時に電波を発射しない空中線は除く。）で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を記載することができる。

⑺　複数の空中線端子を有する場合であって、かつ、同時に受信回路に接続されない場合には、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定とする。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合や、切り替えで受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は、試験を省略してはならない。